

令和4年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第2回 障害者部会

○I 部会長 それでは、議事の1、第3次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査速報値についてであります。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉係主事） 今日この計画策定業務について委託をしております株式会社ぎょうせいの山崎研究員が同席させていただいております。

このアンケート調査の速報値については、山崎研究員のほうからご説明を差し上げたいと思います。

○ぎょうせい山崎研究員 よろしくをお願いいたします。

座って失礼いたします。

資料1 ご覧ください。

本日差し替えをご準備させていただいておりますが、ちょっとややこしくなっておりますが、資料1がご説明するものでございます。

1 ページ目をご覧ください。

資料1の1 ページです。ここでアンケート調査の概要を少し説明したいと思います。

先ほど事務局のほうから調査票そのものが配られたと思うんですが、ここでいうアンケート調査というのは2種類実施しております。1種類目が、この上の表でいう障害当事者向け調査、手帳をお持ちの方たち、それから難病患者福祉手当の受給者の方という当事者の方たちに向けた調査が1つ目でございます。もう一方は、障害福祉サービス等を実施している事業者向けに行った、こちら調査票もちょっとページが少ないほうですけども、事業者を相手にしたものということでございます。

上の表にあるとおり、両方ともこの調査時点での全数というふうに捉え方に配ったということでございます。障害当事者向けのほうにつきましては4, 561、これが配った数でございます。全数です。一方、事業所向けにつきましても全数で101という数になってございます。

上の表のすぐ下にあります調査期間等、昨年12月冒頭に配りまして、お手元に配らせていただいた調査票に日付が書いてあったと思うんですが、12月26日までに投函ということをお願いをしております。ただ、実際はお正月を過ぎてご回答いただく方たちもいらっしゃいますので、実際はほぼ1月いっぱいまでは集計対象に混ぜていますので、期日を遅れて到着した分も入っているということになり、それを含めた回収状況が下の表でございます。

まず、1種類目のほうの障害当事者向け調査につきましては、配った総数は先ほど申し上げた4, 561に対して、有効回収数という集計対象になるものは2, 389票ということになり、有効回収率は52.4%ということでございます。ちなみに、3年前のアンケート調査の有効回収率は47.0%となっていますので、少々今回のほうがよかったということでございます。

実際、この障害当事者向け調査につきましては、先ほど来申し上げたとおり、手帳をそれぞれお持ちの方たち、それから難病患者福祉手当の受給者の方にそれぞれ配って、それぞれの有効回収数もそこに載せてあるとおりでございます。

一方、2種類目の障害福祉サービス等事業所向け調査につきましては、101配って、戻ってきた有効回収数が73、有効回収率は72.3%です。ちなみに、これも同じように、3年前、前回の調査では70.1%。若干ですが、よくなったということでございます。これが概要です。

では、2ページご覧ください。

これは、当事者向け調査のほうで2ページ目から始まります。一番上の調査票の種類というのは実際配ったものに対して戻ってきた数なので、実は1ページの下と同じ数字が入っていますが、戻ってきた全部の有効回収数が2,389だとすると、それぞれの割り振りは身体障害手帳の方が60.3%、愛の手帳をお持ちの方が14.2%と。精神障害保健福祉手帳のが18.3%、難病患者手当受給者の方が7.2%という見方になります。

上から4番目、年齢のところをご覧ください。それぞれの表の左肩上に書いてある括弧書きの数字、今178となっています。これ内部の作業番号なので、ちょっとあちこち飛びますが、一応調査票のストーリー順にこれ並べてありますので、もともと年齢は選択肢を選んでもらうのではなくて、年齢を実際書いてもらったものをこちらで集計する際にカテゴリー化した関係で後からできた設問という扱いになっておりますので、178ということで、ちょっとこれは内部数字ということで、この数値表では表示されていますが、ご承知ください。

これで見ると、60歳以上の方、多くは身体障害の方だと思いますけれども、60歳以上の方が58.2%を占めるということになります。そんな回答者の状況だということです。

3ページご覧ください。

上から3つ目です。問6、手帳や障害の状況ということです。それぞれ手帳をお持ちの方、それから難病患者受給の方に配ったんですが、実際は高次脳機能障害、それから発達障害などと複数重複している方もいますので、それら、これは自己申告というか、回答者がそのまま答えた状態なんですけど、こういった形で分かれるということになります。例えば身体障害の方でも高次脳機能障害を持っている方もいらっしゃいますし、そういうそれぞれが持っているということに選んだということでございます。

表の見方の表題の上にある「手帳や障害の状況…(MA)」の英語のMAは、マルチアンサー、要するに複数回答が許されているという意味でございますので、この表の一番右側の割合のパーセントを足しても、これ足し算すると100にはならない。ただ、2,389というのがこの問いの母数になりますので、それに対してそれぞれの項目を答えた方の割合が示されているということで、足しても100にはならないと思います。それに対

して、1つ上のSAと書いてある、これはシングルアンサー、いわゆる単一回答につきましては、例えば男性ですか、女性ですかとかいう感じで何かを選ぶということになりますので、足すと100%になるということです。ただ、四捨五入の関係でどうしても100.1とか100.2とか出てしまうものもありますが、基本的にシングルアンサーについては足せば100になるはず。マルチアンサーについては100を超えるものが多くなるということです。

続いては、4ページご覧ください。

ここでは、上から3つ目、高次脳機能障害の方の状態についてお聞きをしているところですが、無回答という回答、高次脳機能障害があるとお答えになっていても、ということが困っていますかという質問に対しては無回答の方が多いのですが、それを除けば選択肢7番の1人で生活することが困難とか、2番目は選択肢2番の今までどおりの家事や仕事ができないという回答が2割を超えているということになります。

もう一方、発達障害があるとお答えになった方につきましては、5ページをご覧ください。

一番上です。これもどんなことを日常生活困っていますか、発達障害の方、230人が発達障害があるというお答えになっていますけれども、無回答を除いて見ていくと、選択肢7番の人間関係がうまくいかない、トラブルになるということが困っているという方が34.8%、次に多いのがその1個前の選択肢6番、経済的に苦しい32.6%の方が第2位ということになります。

この高次脳機能障害、それから発達障害両方のことで、困っていることに対してあったらよいと思うサポートは何ですか、それぞれ実は聞いております。4ページの一番下の4番目のものとか5ページの真ん中のもの、同じような質問を聞いているんですが、トップになってくるものは、生活上の相談に乗ってもらえると。高次脳機能障害、それから発達障害ともに、どんなサポートが必要ですかという回答は、第1位が生活上の相談に乗ってもらえるが40%を超えているということがこの部分になります。

6ページご覧ください。

これは、介護や支援を受けている状況などについてというところなんですけど、6ページの一番下、これは介護者や支援者がいる人に限定した聞き方なので、分母が1,440ということになりますけど、6ページの一番下の表ですが、そういう方がいらっしゃる方たちに、今受けている介護や支援が受けられなくなった場合どうしますかという聞き方ですが、最も多いのは選択肢8番のどうしたらいいか分からないと。決めかねているというか、分からないという回答が多いということになります。

一方、7ページに移りますが、今度は介護や支援している人に対しての質問なんですけど、介護している家族への支援として必要なことは何でしょうかという問いが7ページの一番上の表でございまして。無回答を除くと最も多いのは、公的サービスを拡充するというのが

家族等への支援というふうに捉える方が41.5%、第2位は選択肢5番の経済的負担の軽減ということになります。

ちょっと飛びまして9ページ、就労について、仕事についてでございます。アンケートの中では18歳以上で就労している人というふうに区切っていますが、9ページの真ん中の表をご覧ください。これは、現在就労している18歳以上の方たち679人に聞いた回答なんですけど、何か仕事で困っていることありますかという問いに対しては特にないという回答が実は多いんですけども、42.9%ですが、第2位は、ちょっと差は開きますけれども、選択肢8番の収入が少ない25.0%というふうに続いてございます。

10ページが一番上の表です。ここでは、今仕事をしているかどうかは関係なく、18歳以上の方たち全員に聞いています。障害がある人が働くために必要なことは何でしょうかという問いでございます。最も多いのは、無回答を除くと、選択肢9番の障害に応じた柔軟な働き方の整備が、36.7%。第2位は、選択肢6番の職場の障害者理解の促進が33.4%。このあたりは前回調査とあまり大きな違いはありませんが、この2つが30%を超えているものということになるろうかと。無回答を除けば30%を超えるものはこれということになります。

11ページをご覧ください。

ここでは就学についてですから、現在学校等々通っている方たち、18歳未満の方でということ聞いていますが、実際ご回答になった方は100人でございます。11ページが一番上の表です。この100人の方が通園・通学で困っていること、心配なこと何ですか。その第1位は、選択肢8番の卒後・進路についての情報不足を感じているということでございます。それが37.0%、ちょっと突出している感じですけども、第1位となっています。

ちょっと飛びまして13ページ、14ページに、現在の利用している障害福祉サービス、それから今後利用したい障害福祉サービスというのがそれぞれ13、14に分けて書いてありますが、まとめて考察すると、基本的には現在利用している人たちの人数よりも今後利用したいという人のほうが多くなるんですね。13と14、それぞれのサービスで今後利用したいという人が多くなっていると思います。中でも特にぐっと現在よりも伸びているという言い方をすれば、①の居宅介護、それから③の同行援護、④の行動援護、⑥の生活介護、それからちょっと飛んで⑱のショートステイ、そして㉗の住宅整備改善事業などが、現状利用しているよりも今後利用したいという方がぐっと伸びている。

ただ、よくよく見ていくと、現在利用している人たちよりも今後の意向のほうが減っているサービスが実はあります。それが何かということを探っていくと、⑨の就労継続支援B型は、現在の利用している人数よりも今後利用したいという人が少ない。減るんですね。それから、㉘の相談支援事業も、現在の利用よりも今後利用したいというほうが減る。この2つが現状と将来のところが逆転しているという見方になります。ちょっと分析はして

いかなきゃいけないと思うんですが、こういう結果になっていると思います。

15ページご覧ください。

15ページの下、これは現在の生活で困っていることということ、大きく捉えた聞き方をしていますが、この15ページの下で見ると、一番最も多いのは選択肢番号3番、健康や医療のこと37.8%、それから一つ上の選択肢番号2番、経済的なこと33.5%、ずっと下のほうへいって選択肢番号13番、老後のこと32.0%、この3つが困っていることとして上位3つ、30%を超えているというものになります。

16ページ、地域生活支援拠点についての認識を今回聞いておりますが、その問いが16ページの真ん中、上から2番目、拠点の「ういずねっとi」の認識状況ということで、知っているかどうかという聞き方をしておりますが、知らないという方が83.5%というような実情でございます。

それから、17ページからは災害時のことについて話が変わっています。上から2番目、災害時に困ることは何かというような問いかけでございます。最も多いのは選択肢番号1番の日常的に必要な投薬や治療が受けられない、第2位が選択肢4番の避難所の設備や生活環境に不安がある39.3%、第3位が選択肢番号2番の迅速に移動ができない38.1%というのが35%を超えているということになります。

それから、18ページ、差別や偏見を感じているかどうか、18ページの一番下になります。感じているかどうか、ある、ない、分からないということですが、あるが、感じているという方が25.3%、感じていないという方が33.9%、分からないという方が26.2%という状況でございます。

最後のほうになります、19ページの一番下、東大和市全体の障害者福祉施策についてどうかという満足度を聞いております。これを見ると、どちらとも言えない、選択肢番号3番の方が42.8%、一番多い。満足しているとか少し満足している、選択肢1、2を足しても26.2%。一方、あまり満足していない、それから満足していないという5番の方、これを足すと14.3%、大方の方はどちらとも言えないということかなというふうに思います。

この当事者のほうの最後の問いは20ページに載せてあります。障害のある方が地域で自立して暮らしていくために重要な政策ということで、最も多い回答は、一番上の障害者への理解促進というのが重要だというのが40.2%で最も多く、次はその1つ下の選択肢番号2番、保健・医療の充実というのが31.4%、3番目は選択肢番号19になりますが、経済的支援の充実というのが30.8%というのが30%を超えている上位3位までのものということになります。

ここまでが当事者向けの方たちのものです。

もう一方の事業所向けのほうは21ページから始まります。73事業所から回答があったんですが、どのようなところから回答があったかということ21ページの一番上、提供サ

ービス、これは自由に書いてもらった実施されているサービスをこちらのほうでカテゴリー化したものでございます。最も多いのは日中活動系サービスが29事業所、39.7%となり、それぞれの分野ごとの事業所は次のようになります。これは、回答があったところということになります。

その3つ目の事業実施上の課題というのがありますけれども、ここでは第1位が同じ値のものが2つあって34.2%なんです。選択肢番号2番の利用者への説明と意思の尊重というのが事業実施上の課題。もう一方、同じパーセントで選択肢番号7番、他事業所や関係との連携も同じ34.2%ということになります。次が、選択肢番号5番の危機管理等の体制、ヒヤリハット、事故防止等の対応ということです。

利用者支援での課題は、そのページの一番下の表になります。ここでは選択肢番号9の全体的な人材不足、利用者支援を充実するためには人が足りないという意向が45.2%ということで、ぐっと大きく出ております。

それから、22ページの真ん中の表です。虐待防止対策、何々委員会とかマニュアルとか点検とかいう皆さんそれぞれが取り組んでいるというのがすごくありますが、例えば選択肢番号のヒューマン的なところといいましようか、職員の悩みを相談できる体制とかなってくると、ちょっと減ってくるというようなことがあると。何かしら手は打っているけれども、組織的とかそういう形でのものということになっているようです。

それから、その下の意思決定支援というところがございますが、どういう工夫をしているか、決定支援のために取り組んでいることという意味では、これも1位が2つあるんですけれども、選択肢番号3番の利用者に渡す書類の分かりやすい表現49.3%、選択肢番号6番の利用者の意思表示方法や表情、行動等を記録し職員の間で共有しているも49.3%。ちょっと下がって、次の選択肢番号7番も43.8%あります。面接、面談での利用者が意思表示しやすい環境づくりというように続いています。

今回の調査では、23ページ、新型コロナウイルス感染症に関する事業運営の課題なども入れてあります。23ページの一番上ですけれども、最も多いのは選択肢番号7番、利用者の減少や感染対策に係る経費増加、収入低下というのが最も多くなっています。第2位が選択肢番号3番の職員の感染対策等による利用者サービスの質の低下、感染対策をすることによって利用者へのサービスの質の低下というのが課題が第2位。それから、選択肢番号2番、利用者の心身の不調への対応に対する職員の負担増も30.1%と続いております。

そのページのちょうど真ん中ですが、事業の運営上、経営上の課題というのでもやはり第2位になりますが、選択肢番号3番の人材不足というのが65.8%、第1位は一番上の選択肢の中長期にわたる経営の安定性ということになりますが、人材不足が非常に上位を占めているということになります。

ぐっと飛ばさせていただいて、26ページです。

いているのかな。ちょっとつまらない疑問がありましたので、お伺いします。

○I 部会長 はい。

○N 委員 それに関連してよろしいですか。同じ思いなんですけれども、シングルアンサーの場合は無回答まで含めて100の無回答を含めるのはいいと思うんです。でも、マルチの場合は無回答を入れること自体もおかしい。例えば、200人の方に出したのに100人しか答えていない。なのに、パーセンテージを出すに当たっては200を分母にしているんですね。それはちょっと何か、無回答までをパーセンテージ算出になっていって分母に入れるのはおかしいんじゃないかと思うんですが。

○M 委員 速報値なので、前向きに精いっぱい私は読ませていただく立場なんですけれども、ちょっと単純にさっきのような疑問が生じたものですから。2,389人ですよ、18歳以上とかというふうにはしない場合は、有効回答の障害者のご本人の数は回答数は2,389ですから、マルチアンサーというふうにしたときには、1人1票だけ入れている方もおられれば、2つに丸した方もおられるはずだし、4つ丸の方もおられると思うんです。2つ、3つの回答された方の場合、2票3票と入れていっちゃうと、2,389は当然にオーバーフローするはずだから、2,389にするためには、例えば2つ丸した人は機械的に機械としては0.5票ずつそれぞれのカテゴリーに計算しているんじゃないかなというふうに浅知恵で思っただけの話でございまして、気にしないで一番先に出てきたところに機械的に付与してほかのところは無視するというなら、そういうやり方もあると思う。集計の仕方をちょっと伺いたかったところでございます。

○ぎょうせい山崎研究員 まず、その話についてですけれども、そのウエートについては、足し算して100%、足し算してその回答者数にならなきゃいけないという考え方にする必要はないと。その選択肢を選んだ人が何人かという見方なんです。

○M 委員 でも、合計するとパーセント100になっていますよね。大体は、ニアリーイコール。

○事務局（小川障害福祉係主事） 例えば、5ページの(32)なんかを見てもらうと分かりますが、回答した方は230人ですよ。だけれども、回答数はそれを上回っている。その回答数の中での割合を示したということです。分母が回答数……

○ぎょうせい山崎研究員 回答数の中で割合をそれぞれの選択肢を選んだ。230人がそれぞれの選択肢ごとにどれぐらい選んでいるかということを見ているということで、だから230を100にしているということです。

○事務局（小川障害福祉係主事） 全体の回答数って、これはだから足すとどれくらいだろう。400とかする。もつとする。

○事務局（小川障害福祉係主事） このnのところを全部足せばいいですよ。

○ぎょうせい山崎研究員 そうですね。

○M 委員 じゃ、このパーセントの意味合いは何なんですかね。

○ぎょうせい山崎研究員 だから、230人がそれぞれの選択した、例えば230人の方が1番の選択肢を選んだのは230人のうち30人なので。

○M委員 じゃ、これは当たり前前にこのパーセントの全体は100になっているけれども、上のほうはもう100にならないのが当たり前と、400を超えてもいいという書き方なんです。

○ぎょうせい山崎研究員 マルチアンサーについてはそういうことです。

○M委員 そうなんです。そうすると、ごめんなさいね。全体というところで締めて100という言い方、統計的には誤解をすのかなと思っただけの話でございました。

○事務局（小川障害福祉係主事） 実際の報告書を作るときには違った表記になります。実際の報告書はグラフになるので、この100.0という数字は出てこないんです。

○M委員 いいんですけども、ニアリーイコールと伺っていますので、私はそれはクリアできているつもりなだけで、この表の立て方はちょっと、余計なことでごめんなさいね。表としてはちょっと誤解を招くかなと思っただけの話で。

○事務局（小川障害福祉係主事） そうですね。全部足すと100になるという認識で全てを見ると、そうっていないところもあると。

○ぎょうせい山崎研究員 マルチアンサーはですね。

○M委員 マルチの場合は絶対そうですね。

○ぎょうせい山崎研究員 そうなります。

○事務局（小川障害福祉係主事） というふうにご理解いただくのがいいかなと思いますけれども。

○ぎょうせい山崎研究員 だから、ここだけは縦の足し算の100ではなくて、230という数字は100%なんですよと横に見ているんですね。それに対してそれぞれの回答数の数を割り算しているということですね。

○M委員 感想なんですけれども、市内の障害をお持ちの方々がどういう今意識でおられるかということをお聞きしているんだから、やり方として複数回答のときには、その方の主たる悩みとか希望は何かというふうにと考えるとすれば、例えばですけども、私さっき申し上げたように、2票入れた場合は0.5ずつ足上げていくのも障害者の姿を捉えるときに有効なやり方の1つになるんじゃないかなとちょっと私は思っただけの話でございました。いっぱい丸していても、みんな同じウエートづけではないわけで、1人の。というような考え方もないかなとちょっと思っただけの話です。申し訳ございません。

○ぎょうせい山崎研究員 分かります。すごく分かります。

○M委員 いやいや、単なる意見ですので結構です。分かりましたので、お話は。

○事務局（小川障害福祉係主事） 質問表のほうを見ていただくと、今の問6の2の②というのが当てはまるもの全てに丸をしてくださという回答方式なので、全部丸する方もいらっしゃるし、3つだけ、あるいは1つだけという方もいらっしゃる。

○OM委員 主たる丸というのものもあるかなと……。

○事務局（小川障害福祉係主事） そうですね。よくあるので、上から3つとかという聞き方もあるにはあります。

○ぎょうせい山崎研究員 あと、最も思うものと聞いた上でほか何かさらにありますということをやるとウエートづけがよりはっきりすると思うんですけども、例えば3つ選んでも、その人にとってどれがナンバーワンなのかというのは分からないんですよ、この聞き方では。だから、その辺は逆にそれは回答者を困らせてしまうとか、ウエートづけしなきゃいけないわけ、回答者がどれかということ。それだと、思うものを全部選んでというほうが簡単に回答ができるというメリットもあるかと私は思っています。

○OM委員 ですから、集計で0.5ずつ付与してもいいかなと思っただけの話でございます。ごめんなさい、ちょっとそんな個人的なピンぼけのご質問をいたしました。おわび申し上げます。

○ぎょうせい山崎研究員 それと、その無回答を入れるべきじゃないというのは、逆にシングルアンサーは入れてもいいけれども、マルチアンサーは入れてはおかしいということだったんでしょう、さっきの。

○OM委員 そうです。

○ぎょうせい山崎研究員 その差はどういう傾向。

○ON委員 要するに、例えば200人にアンケートを出したけれども、100人が無回答だったとします。そしたら、実際回答してくださった方は100人なんですから、その100の中で例えば複数これに困っている、これに困っているとなるならば、その100人を分母にして、そしてパーセンテージを出す。そうしたほうがよりの確かなと思うんですが、回答していない100人までを入れちゃったら、変な話薄まっちゃうわけですよ。そうすると、何か切実感がなくなってしまう。

○ぎょうせい山崎研究員 いや、そこは集計の仕方として、シングルとかマルチとか関係なく全部取ってしまうというのものもあるんですよ、無回答を。だから、シングルは残すけれども、マルチは外すというのはちょっとこれよくないと思うんですよ。やるんだったら両方取らないと、全部。ただ、無回答というのは、無回答、要するに答えなかった人というのは大きく分けると3つの意味があると思うんです。まず、この質問の意味が分からない。質問が分からないという方、だから答えないんだ。それから、こちらが用意した選択肢にどれも当てはまらないと、選びようがないという方が2番。それから、3番目は答えたくないという方なんです。だから、無回答は無ではなくて、実は意思が入っている部分がある。調査設計側から見ると、無回答が多いというのは設問の立て方よくないんですよ。だ

から、だったら全部取ってしまえということになるんですけれども、そもそも無回答が多いというのは設定としてはよくないんですが、ご覧いただいた調査票にあるとおり、無回答がどうしても増えてしまうものもあるんですよね。要するに、サービスを利用していますか、していませんかとまず聞いて、利用していたらじゃ満足度どうですか、今後どうですかとか順番に聞くんじゃなくて、それをすっ飛ばして今利用していたら満足どうですかとかいうところを利用しない人は答えないわけですよ。どうしても設問の立て方として無回答が増えてしまう作り方をしているというのは事実あるんですね。なので、無回答の扱いについては、これもいろいろな考え方があるので、何が間違っているとは思いませんが、やるんだったら全部取ってしまう。ただ、無回答は無ではないということだけのご理解いただきたい。いろいろな意味が実はある。

OM委員 全体の欄というのは、私もいいかげんに見ていたということをご白状しているみたいで恥ずかしいんですけれども、ちょっと誤解する、私みたいなのが見ますと、非該当の人が1,915なのに、25番ですけれども、全体で474しかいないわけで、何だかちょっと誤解しちゃった。

○ぎょうせい山崎研究員 これはごめんなさい。集計上ちょっと、グラフのときは非該当という人数出てこないんですよ。その該当する人だけの中の世界になるので、これはグラフにする前の段階なので、ごめんなさい。こういう形になっているということです。

○I部会長 ほかにこのあたりの点について、調査方法とか分析の方法についてご意見がある方おられますか。

○K委員 すいません、確認です。ネットワークのKですけれども、例えば身体障害者手帳と精神障害者手帳2つ持っている人がいるとしますよね。そのときは、ある程度2つ出す。それとも1つ。

○OM委員 2つ出しているかもしれない……。

○事務局（小川障害福祉係主事） 出すほうだよ。

○ぎょうせい山崎研究員 出すときです。

○事務局（小川障害福祉係主事） 事務局ですけれども、重複して手帳をお持ちの場合には、より重たいと認められる障害に寄せて、必ず1人の方に2つ行くということはないように出しています。それが公平かどうかというのはまた評価が分かれるところですが、1人の方で2つ答えるよりも、より障害が重いことについて方として答えていただくというふうにさせていただきます。

○K委員 ただ、3ページの17番の間6などでは、1番の身障の手帳、2番の愛の手帳、これどっちも1票入る人もいるということですよ。

○事務局（小川障害福祉係主事） この1、2、3についてはそれぞれに配付はしています。配付はしているけれども、お答えされる場合には、この手帳とこの手帳を持っているというふうな回答になる。

○事務局（小川障害福祉係主事） これは両方丸つけてもらいます。

○K委員 そういうことですよ。

○事務局（小川障害福祉係主事） あくまでも配付は1人1通ということです。

○K委員 回答はマルチ。

○事務局（小川障害福祉係主事） そうですね。

○I部会長 大丈夫ですか。

ほかには。

はい。

○J委員 Jです。

1枚目の配付と回収状況のところ、ちょうど3年前にも携わった数字からうかがうと約5%ぐらい増えたということで、トータルでの返答しようという意識が高くなったのかなという意味ではよかったかなと思うのですが、なかなかやはり愛の手帳とか精神の手帳をお持ちの方、恐らく多分平均すると少し下がるだろうなどは思っていたのですが、なかなか精神の方で4割強ぐらいしかお答えいただけていないというところで、確かにアンケートも見させていただいて、比較的ぱぱっとつけられるかなと思うのですが、なかなか当事者の方からすると結構ページ数が多かったりで、もう見た瞬間からちょっと避けようという感じになってしまう方も結構多いかなと思われま。特に、知的、精神の方のこういうものにも答えられない方の本当のつらいところとかニーズというのはどうやって拾っていくのが大事かなとは感じました。

○I部会長 実は私も同じように思っていて、知的障害の方でこのアンケートに答えられる方は私は知らない。絶対に無理だと思う。4度の手帳を持っていても、これを読んで回答できる知的障害の人は私は知らない。ほとんどいないと思います。ですので、多分この49.1%は、親なりグループホームの人なり、何かそんな人が書いているんだろうと思うので、そういうことは少し配慮しなければ、設問が難しすぎると。ルビを振ればいいというのはほぼ間違っているというふうに思っていて、ルビを振ると大変読みにくいと当事者の方が言っています。知的障害の方ね。知的障害の方は、ルビを振られると字が2つ見えるから意味が分からないと。私は関わっている人がいるので、愛の手帳を持っている方で、このアンケートの意味が分かって答えた方はあまりいないんじゃないかというふうに、ちょっと司会の立場で大変申し訳ないんですけども、そのように思います。

私が知的障害の方に文章を出すときは、平仮名にして、単語ごとにスペースを空けて、短くしてお知らせするようにしていますが、その点から言うとこれはとても答えにくい。ですから、Jさんがおっしゃったように、たとえ隣について説明していたとしても途中で飽きちゃうと思います。途中で飽きてもういやと言う難しいアンケートだなと思いました。すいません。

ほかには何かご意見。

はい。

○N委員 Nですが、1ページの有効回収率、当事者向けはともかくとしまして、事業所向け、前回は70ぐらいのところ、やはり回収率は70%ぐらい。今回は若干2%ぐらいアップしましたがけれども、新規に増えた分が約3割、70から100に増えたということもあるんでしょうけれども、どうしてその事業所の方で回答してくださらないのか、それを1回だけでは駄目なので、追跡調査、例えば前回と今回、そこに大変失礼な言い方になってしまうんですが、同一の事業所の方が回答を寄せてくれないとか、それが入れ替わっているとか、そういうのをちょっと長いスパンで調べていただければ、このアンケートに対する事業所側の気持ちのこともある程度推測、あるいはもう推測なんていうよりはじかにどうして答えていただけないんでしょうか、協力していただけないんでしょうかというようなことも必要かなと思うんです。というのは、以前の会議のときに事業所向けには限りなく100%というようなお話も出ていたと思うので、それからするとやはりまだ70%は、大変失礼な言い方なんですけれども低いかないという印象を持つものですから。しません。

○I 部会長 はい。

○事務局（小川障害福祉係主事） 前回の会議でもP委員からたしかそのような同じようなご意見を頂戴して、それを踏まえて事務局のほうでも、督促とまでは言いませんけれども、どうしようかというところでお尋ねをしたところでございます。確かに、このアンケート調査開いていただいて2ページのほうにも貴事業所の基本的なことを伺いますということで、事業所の名称というところで、この状況というものは確かに把握はできるころではございますが、なかなかこれ法に基づく強制的なものでもないというところもございまして、一応協力という立場でうちのほうも期間を区切る中でこうした数字ということではならざるを得ないかなというふうには思っております。ただ、委員のおっしゃるとおり、本来は100%皆様方の事業所の協力を得てそれなりの数字が出て、それでこの新しいプランの計画に反映させるというのが本来の姿でございますので、そこにつきましては私どももまた計画策定という折もあります。また、市においても様々なこういう協力依頼の計画等調査でございますので、そういったことの1つの委員の皆様方のご意見というふうにご頂戴いたしまして、何か追っかけ調査と、その辺がなかなかできるかどうかちょっと難しいところもございまして、何かしらこういう何か要因があるのかと。多忙であるとか、いろいろそういうことがあろうかと思っておりますけれども、折に触れて何かそんなことも別に責めることはなく状況を聞けるようなことがあれば、私からも個人的にも聞いてみようかなというふうに思います。

それは、ちょっと強制的に確認するということはできませんけれども、一応ご意見というふうにご受け止めまして、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○I 部会長 Jさん、事業所としてはどうですか。

○J 委員 もう事前にこのアンケートがあるというのは分かっていたので、利用者の皆さんにはこういうアンケートが来るのでなるべく協力をお願いしますというふうにお伝えしたのと、答えはご自身で考えるとしても、分からなければ一緒に見ることはできるよとはお伝えしたのですが、質問してきた人は3人ぐらいでしたね。そんなに興味がない方というか、なかなか精神の方だと意欲を出すのが、立ち向かうガッツが出ないのかなという気がしないでもないですね。

○I 部会長 ほかにこのアンケート調査についてご意見ありますか。

お願いします。

○L 委員 Lです。

ちょっと勉強不足のこともあると思うんですけども、一番最初のページにあります市内の指定障害福祉サービス事業者とあるんですけども、指定障害福祉サービス事業者とはどういう事業者のことかということと、あと、10月の会議のときに実施要領の案をいただいている、そのときに対象とする事業所は120と表示されていたと思うんですけども、実際は101で、20弱ぐらい減っているの、それはどういったことからそのようになったのかなとちょっと素朴に疑問を思ったので、もしよろしかったら教えていただきたいんですけども。

○事務局（小川障害福祉係主事） 事務局です。

指定障害福祉サービス等事業所というのは、障害者総合支援法と児童福祉法で規定されたサービスを提供している事業所ということで、具体的にはこの内訳の中にもありますけれども、ホームヘルプなどの居宅介護のサービスを提供している事業所ですとか、いわゆる作業所、通所の事業所だとか、それから短期入所等の事業所ということになっています。児童でいえば放課後等デイサービスとか児童発達支援とかの事業所ということです。

それから、その最初のご案内とずれているというところについては、ちょっと考えられるのは、グループホームの事業所のカウントの仕方で、東大和市はグループホームというのが非常に多いですけども、それがユニットというのがあって、ユニットごとにカウントするのか、同一ユニットを1事業所というふうにカウントするのかというところでちょっと差が生じて、結果として減ったということだったかなというふうに思います。

○I 部会長 よろしいですか。

○L 委員 ありがとうございます。

○I 部会長 ほかにありますか。

はい。

○P 委員 事業所向けの一番最後のところで、27ページです。共生型サービス、これがこれから受けようとしている事業所、それから検討中のサービスですけども、受けるつもりがないというのが多くて、その理由がここに幾つか書いてあるんですけども、要す

るに職員が確保がしにくいというのが一番多い要因であるというふうに先ほどご説明受けたんですが、例えば、要するに事業所からの意見なんでしょうけれども、これ利用する方で共生型でないと、やっぱり共生型のそういう施設のほうがよりこの最初の13、14ページでこれから受けたい、今後利用したいサービスというのがいろいろあって、現在受けているサービスと、これちょっとどなたがどなたに対応しているか分からないですが、今受けていないサービスを受けたいという方で、実は今いる施設ではそれができないという、要するに共生型でないからということもあるのかもしれないですが、事業所にとって共生型サービスを受けるとメリットはあるんですか。

○事務局（小川障害福祉係主事） 事務局です。

共生型サービスについては、これは介護保険のサービスと、それから障害福祉サービスのサービス、その両方を提供できる一定の要件ということで共生型という型がつけられたんですけれども、どちらかというと障害福祉サービスのほうが社会資源としては少ない。高齢の方のサービスのほうが充足しているという状況の中で、この障害福祉サービス事業所向けのアンケートと同時に、介護保険のほうの調査で同様の質問を設定しているんです。どちらかというと、介護の豊富な社会資源を障害でも使えるようになれるといいかなというような思いが障害福祉側からはあります。ですから、ちょっとまだ介護のほうの調査結果が出ていないんですけれども、そちらのほうでむしろ障害の分野の方も受け入れてもいいよということになるとすると、例えば短期入所ですとか、日中の通い場所だとか、そういうところで障害の方が利用できる幅が広がるということが期待されるということです。ですから、この障害福祉サービスの事業所として共生型をやりたいというふうに積極的に思えるような地域の状況ではないかなというのはアンケートをする前提としてはちょっと認識はしていたところです。

○P委員 ありがとうございます。

○I部会長 ほかに何かご質問ありますか。

[発言する者なし]

○I部会長 ないようでしたら、それでは次の議事に移りたいと思います。

議事2、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、事務局からお願いします。

○事務局（小川障害福祉係主事） それでは、資料2の横長の資料に基づいてご案内いたします。

次の議題の基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状というところとかなり重なる部分がありますので、時間の関係もありますので、こちらのほうはちょっとはしょったようなご説明になるかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

1月23日に社会保障審議会の障害者部会が開催されて、この3年に一度の障害福祉計画、障害児福祉計画の見直しに当たって国の基本指針というのを出しますけれども、そち

らについての審議があつて、そこで国のほうから案が示されたということですので、それをこの部会にもなるべく早くご報告して審議いただきたいということでこの資料を用意いたしました。

ちょっとページを繰っていただいて、国のほうの資料番号でいうと資料1-2の1ページのところに障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標についてというようなことで7つの成果目標が掲げられています。これを、市のほうの計画書が現行の基本指針にのっとりしたものなんですけれども、市の総合プランの71ページから現行の基本指針に沿った市のほうで定めた数値目標の項目が示されています。これを見比べていただくと分かるんですけれども、成果目標①が福祉施設の入所者の地域生活への移行、これは今度の新しい基本指針でも同様の成果目標が定められています。それから、73ページ、(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、これも全く同じ文言で成果目標で定められた。3番目の74ページです、総合プランのほうですと。3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実と、これが現行の基本指針での成果目標です。ところが、今度の基本指針では地域生活支援の充実ということで、やや目標を広くしているというのが読み取れます。④から⑦については、現行の基本指針と同じタイトルの成果目標になっているということで、この成果目標の③の部分だけちょっと今回の基本指針では現行の基本指針とこの成果目標のタイトルというところで異なっているということがまず読み取れるということです。

そのままこちらの横長の資料のほうをページを繰っていただきますと、ちょっとページがホチキスの陰に隠れてしまつて分かりづらいんですが、次の成果目標①-1、施設入所者の地域生活への移行に関する目標についてということで、こちらのほうが現行で、現状では目標値を下回るような見込みがあると。次の目標値としては、現行では6%入所者が地域生活に移行するようとしていますが、次の第7期においても同様の6%に設定してはどうかというところが案となっています。

次の①-2、これは上の施設入所者の地域移行と連動するようなどころなんですけれども、施設入所者数自体を削減していこうと。こちらが、下のこの表を見ていただくとよく分かるんですけれども、この計画が始まった第1期からのずっと推移が書いてあります。ここしばらくの間は、ずっともう目標値を下げてきました。第3期で10%、それが第4期で4%、第5期で2%、第6期で1.6%、こういうふうにより下げざるを得ないというか、そういう目標値でしたが、今回ちょっとびっくりしたのは、この第7期のところで5%というふうにより上げているんですね。これは必要であるとは思いますが、今までのこの流れからすると5%というのは非常に大きな数字かなというところで見えています。

この背景が恐らくあるんじゃないかと思ひまして、障害者の権利条約というのを国連で定めて、日本もそれを批准しています。実は去年の秋にそれに対する審査というのが日本

が批准して初めて行われたんですね。その審査の中で、こういう点が日本課題だよというふうに勧告をされたのが2つあるんですね。そのうちの1つが、この施設への収容が多過ぎると、精神科病院も含めてというような勧告を受けています。それと、もう一つがインクルーシブ教育について、その2点が大きな勧告だったというふうにいろいろなところで書かれているんですけども、恐らくそういうような勧告を受けて、このままずっと減らす率を減らし続けるのはまずいんじゃないかというようなことも背景にあって、今回5%に上げようというような案が示されておるといことなのかなというふうに推測しております。

ただ、ただ上げるということではなく、それに対する具体的な政策というのが求められるのかなということで、ここにはその施設入所者が減らないというような背景として、強度行動障害の方ですとかデイケアなどの専門的支援が必要な方が入所しているということで、この辺のことを課題を解決していくということも必要だというようなことだと思います。

続いて、成果目標②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、こちらは国のほうで、精神病院の長期入院の日数が多いということで、それをなるべく減らすための数値目標というものを再設定しています。それがその下に、このページの6ページの下に書いてある数値目標になっています。市としての取組については後ほど説明したいと思います。

次の成果目標3、これが先ほど申し上げた現行の基本指針と異なっているところで、これまでは地域生活支援拠点の整備充実というようなことでしたけれども、今回の基本指針では、その地域生活支援拠点を整備することをもって地域生活支援の充実につなげなさいというような文脈が示されているということで、拠点の整備というのが上の現状ということで、全国でいうと17.9%にとどまっているということで、拠点の整備を進めるとともに、下の成果目標の案というところですけども、コーディネーターを配置するなど効率的な支援体制の構築、それから運用状況を検証して検討するというようなことが求められているということです。

それから、次のページに、9ページ、成果目標の③-2と。強度行動障害を有する者への支援体制の充実、これがこの基本指針の成果目標のタイトルが変更になったのに併せて新しく加わるであろう成果目標です。ここで強度行動障害ということが出てきているのは、先ほどの施設入所の方の削減というところで課題として挙げたところに呼応するというようなことかなというふうに思われます。成果目標としては、令和8年度までに強度行動障害を有する者に関して各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることということで、この段階ではあまり具体性が示されていないので、市町村としてどう取り組めばいいのかなというのはちょっとまだ見えないような状況です。

次の成果目標④福祉施設から一般就労への移行というところでは、まず現状のところ、

就労移行支援事業の利用を経て一般就労に移行する者の人数、これ1.27倍としていましたけれども、直近では1.06ということで下回ると見込まれております。この辺はコロナの影響なんかもあるのかなというふうには思っておりますけれども、新たな目標においては就労移行支援事業の利用を経て一般就労に移行する者を1.28倍以上とするというふうなことになって、1.27倍というのを1.28倍という、0.01だけ上げるような目標になっております。

それから、成果目標④-2、一般就労後の定着支援についてということで、就労はしたけれども、定着がなかなか難しいというような課題が出されて、それに対して就労定着支援というようなサービスを3年前の改定から導入されました。その定着についての目標値を定めるということになっております。

それから、次のページの成果目標⑤障害児支援の提供体制の整備ということで、成果目標⑤-1が障害児に対する重層的な地域支援体制の構築ということで、ここでは児童発達支援センターの設置ということを第1の目標として掲げております。全国的にはまだ5割に満たないということですので、次期の目標においても児童発達支援センターの整備ということがこの目標に定められております。

下の成果目標（案）のところの一番下の丸ですね。この中に障害児への地域社会の参加・包容（インクルージョン）を推進するためというふうなことが、インクルージョンという言葉がこの基本指針の中で示されたのは恐らく今までなかったんじゃないかなというふうに思います。これも恐らく、先ほど申し上げた国連の勧告の中でインクルーシブ教育というところが言われていますので、そこら辺を児発センターの整備等で進めていくべきだということが示されているということです。

次の目標⑤-2の難聴児の支援については、これは都道府県、それから政令市の目標になりますので、説明は省きます。

次の成果目標⑤-3、重度心身障害児・医療的ケア児への支援、こちらのほうは、まず目標として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援センター、放課後等デイサービスの整備ということで、これは全国的に見ると非常に達成率が低いということになっております。なので、次期の目標でもこの事業所の整備を各市町村で少なくとも1か所ということになっています。

それから、もう一つは、医療的ケア児支援のための関係者の協議の場、それから医療的ケア児支援に関するコーディネーターの設置。こちらについてもまだ達成がされてないので、次期の目標においても同様の目標を掲げるということです。

それから、次のページ、成果目標⑤-4、障害児入所支援施設からの円滑な移行については、これは都道府県及び政令市の目標になりますので、説明は省きます。

それから、成果目標⑥相談支援体制の充実・強化に関する目標ということです。成果目標⑥については、ここでちょっと今までと変わってきているのが、基幹相談支援センター

の設置について、現時点、令和3年4月1日時点で50%にとどまっていると。それから、十分機能が果たせていないセンターもあるということで、基幹相談支援センターの機能というところにかなり重きを置いて相談支援体制の強化を図るといような基本指針になっております。

次に、成果目標⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築ということで、こちらのほうはこの第6期の計画から新たに設けられた項目で、3つの成果目標が示されております。こちらについては新たな項目であるということもあって、同じく引き続き成果目標を設定するということと、成果目標（案）のところの真ん中の丸、都道府県による相談支援従事者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理者研修の修了者数、意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施回数及び修了者数を活動指標に追加してはどうかというように、ここはちょっと新しく加えられるのかなというところですけども、これ自体が市町村の目標になるのか、都道府県の目標になるのかというのはちょっとまだ分かりません。

一応、次のページからはその成果目標に沿って具体的な活動指針をどういうふうに定めるかということが細かく規定がされておりますが、ちょっとここでは説明を省きたいと思います。

以上です。

○I 部会長 ありがとうございます。

それでは、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直しについてのご説明をいただきました。

これについて、皆様のご意見やご質問があれば頂戴したいと思います。

厚労省の指針に……

○事務局（小川障害福祉係主事） 次の議題と深く関係するので、次の議題のところでもっていただいてもいいかな。

○I 部会長 そうですか。

○事務局（小川障害福祉係主事） ええ。いいですよ、国に、まだ案ですから、これ。

○I 部会長 はい。

○K委員 これは、さっき勧告の障害者権利条約の権利委員会の勧告の話がちょっと出ていましたけれども、勧告の中身はここに反映されているんですか。反映されていませんよね、案外。

○事務局（小川障害福祉係主事） そういう意味で、先ほどの施設入所者数の削減をパーセンテージを少し上げたりとか、インクルーシブという言葉をおの中に盛り込んだりとかというところが、これはちょっと基本指針をつかった国がそう言っているわけじゃないですけども、そういうふうに推察されるというところですよ。

○K委員 あと、すいません。これは、障害者総合支援法の中、外の部分がありますよね。

その辺の位置づけはどうなっているんですかね。障害者総合支援法とここに書かれてあるいろいろなことは、全部が障害者総合支援法の中身じゃないですよ。

○事務局（小川障害福祉係主事） そうですね。資料の一番最後の活動指標というところを見ていただくと分かりますけれども、例えば23ページからですけれども、この24ページに書かれている居宅介護とか重度訪問介護、同行援護、行動援護等については障害者総合支援法に規定された障害福祉サービスですから、このところは障害者総合に含まれることだと。一方、その前のページの23ページで、障害者に対する職業訓練の事項だとか、公共職業安定所への誘導だとか、こういうようなところはもっと幅の広い視点での目標だというようなふうに解釈されます。必ずしも総合支援法に書かれていることだけを目標にしているということではないということになります。

○I部会長 ちょっと大きな話なので、次のところの議題になると、東大和市としてはどうなのかというようなことになるとちょっと身近になりそうな気がしますので、大変恐縮なんですけれども、3つ目の基本方針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和の現状についてという説明をいただいて、まとめてじゃこれはどうなんだいというようなふうにしていいですか。

じゃ、大変申し訳ないですけれども、議事3の基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状についてのご説明をいただいてよろしいですか。

○事務局（小川障害福祉係主事） すいません、分かりづらくて。

資料3をご覧ください。

今の説明が、この表における第7期の部分に当たるということです。

それで、まず成果目標①-1の施設入所者の地域生活への移行という目標については、現行で国は6%、都道府県の障害福祉計画の平均値が5.2%、東大和市ではちょっと国の目標を上回る6.1%です。これ人数で割るとこういうことになるのかなというふうなところですけども、具体的な人数でいうと3人ということが目標になっています。

実際どうかというと、これは令和5年度末までに達成する目標になっていますけれども、令和5年2月現在で4の方が移行をしているということで、一応目標はこれ達成になるのかなと思いますが、下の米印を見ていただくと分かりますけれども、第6期間中の実績の内訳、疾病による退所、それから死亡という方がそれぞれ2名いらっしゃって、それが4人がこれだということですので、実質的なその地域移行ということではないという。統計上はこれ含むというふうにされていますので入りますけれども、この傾向は東大和市だけじゃなくて全国的なことだと思いますが、ちょっと次のページのときにその細かいところはご説明したいと思います。

そして、次の7期では6%ということで、その下の網かけの部分をこれからの審議で設定をしていくということになるというように読み取っていただければというふうに思います。

それから、施設入所者数の削減ということについては、先ほど国の資料の説明のところで述べたとおり、今までだんだん右肩下がりになっていたところが7期においては5%ということで、国のほうは少し上に上げています。東大和市においては、市の算定の基礎の数値というのが49人で、目標としては48人、1人は減らそうという目標です。非常におとなしい目標かもしれないですけども。そういう中で、現状ではどうかというと、逆に52人というふうには増えているということです。その52人というのは、下の米印にあるとおり、4人は先ほどの地域移行で減っていますけれども、新規入所という方が7人いらっしゃるということで、結果としての入所者数は増えているというような状況です。

そのことを具体的に説明する資料が2ページ目なんですけれども、これは令和2年3月と令和5年2月、3年の間の推移を示したものです。年齢別でいいますと、ほぼ40代、50代、60代というところが多いですけども、そこが少しずつ上に上がっているという、40代が15人が令和5年には12人、50代が14人が15人、60代が9人が10人というふうに入所されている方の年齢が上がっているということが言えるかなというふうに思います。ただ、一方で20代、30代も増えています。これらは、新規の入所者に含まれるかなというところなんです。

入所年数に関しては、実際先ほど亡くなられたり、病院に入院するために退所されたりという方がこの入所年数が長い方の中に含まれていますので、その辺の移動が出ているのかなということです。

障害支援区分に関しては、重たい方が多いというところは変わりはありません。区分6というのが一番重たい方です。

それから、その施設がどこにあるのかというようなことをちょっとお示ししています。これは、前にもどこかでお話ししたかもしれませんが、東京都が長年取ってきた施策で都外施設というものがあります。うちでいえば秋田、青森とかというところが、山梨もそうですかね。都外施設になって、そこに行かれています方が一定程度いらっしゃる。そういうふうに入所することで住み慣れた地域を離れなければいけないというような状況が長年続いてきた中で、なかなかそれはでも解消がされていないというような状況があるということです。

その下で、新規に入った方の理由をちょっとお示しました。ご両親の高齢化とか障害の重度化というのが5人。それから、身体障害の方で一度施設出られたという方がいらっしゃいます。しかし、その方が高齢になってなかなか地域生活が難しくなって再度入所したという方が今回いらっしゃっています。それから、若い方では、制度的な問題なんですけれども、職業訓練のための短期的な入所というのもあります。

次の成果目標②、3ページです。こちらについては、先ほど申し上げたとおり精神科病院の入院に関する数値目標が具体的には定められています。しかし、東京都においては東京都全体で見て市町村に割り振るというような形をずっと取っていますので、市のほうで

このことに関して個別の通知目標をつくる必要はないということになるかと思います。ただ、じゃそのためにどうするのかというところで、一番下の欄外の②ですね。当市では令和元年度に東大和市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議を設置して、この成果目標の達成を目指していくということに現行しております。

それから、次の成果目標③、地域生活支援の充実ということで、こちらは主に地域生活支援拠点のことについてですけれども、国のほうで先ほど申し上げたとおり5割程度の整備率、整備済みだということですが、57.8%ですか。東大和市においては、令和2年度に整備をして、その後機能の充実を図っていくということで、こちらの目標に関しては一定程度達成をしておるといふようなところであります。

7期の目標としてはその整備ということと効果的な支援の構築、効果的な支援の構築の具体的な内容としてはコーディネーターを配置してというようなことが言われていますので、東大和市においてはこの拠点の整備に伴って拠点を担う3つの機関、総合センターは〜とふると地域生活支援センターウエルカム、それから市、この3者でコーディネーターを配置をしております。

それから、年1回以上の運用状況の検証というところについても、地域の体制づくりというところで書いております地域生活支援拠点連絡会議というものを設けて検証を行っているということで、この成果目標③-1の前段については目標をほぼ達成しながらやっているというような状況です。

③-2に今回強度行動障害を有する者への支援体制の充実というものが加えられたということで、こちらについてはちょっと今後どういう取組をしていくべきかというところは検討をするところになっています。

それから、成果目標次の④で、福祉施設からの一般施設への就労への移行ということで、まず④-1として一般就労者への移行者数ということで、東大和市においては第6期において、国の目標が1.27倍ですけれども、全体で市においては1.38倍以上ということで、これは数字の整数に直すときの違いにすぎないかもしれないんですけれども、11人という目標になっています。令和3年度においては14人の移行があったということで、目標クリアはしております。ただ、これは単年度ごとの目標になりますので、令和4年度、令和5年度においても同じような移行者があるかどうかというのはちょっとまだ不確定な状況です。国のほうは、これを全体で1.28倍以上ということで少し上げていますので、東大和市では今後どうするかということで、ただこの中で問題が、下のところに書いてありますけれども、就労移行支援事業所から就労に結びつくというのは当然あってしかるべきですけれども、A型、B型から一般就労というところはかなり難しいところではあるかなというふうに考えております。

成果目標④-1の2、就労移行支援事業所の就労移行率ということが、これは現行第6期では削除されましたが、似たような項目が実はその前にありまして、今回また改めてこ

の就労移行支援事業所の就労移行率ということが設定されるということです。

次のページです。成果目標④-2、一般就労後の定着支援。定着支援について、現行では国は第6期のところに示されているような、ちょっと説明が難しいんですけども、目標を設定しております。第7期においては、ここで①、②という目標が国のほうで定めていますけれども、①は第6期の目標を踏襲するような形で、それをパーセンテージを上げるというようなことになっています。②については、ちょっと②については現行の定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とするというのが、定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とするということで、現行ここがあまり達成できてないので、そちらに数字をちょっと推移するような形で下げておるといようなことです。

就労定着支援のこの①の数値については、なかなか把握をすることが難しいもので、市においてはちょっと未把握の状態です。①の目標については、今度の7期では少し変えるということが示されていて、就労定着支援事業の利用者数を見るということになっておりますので、現行の指標というのはいもう使われないということになるようです。

東京都においては、この表の下に書いてあるんですけども、定着支援というのは就労支援センターというものを各市町村で東京都の独自事業で設置することになっていて、東大和市もは〜とふるですね、就労支援センターというのがあって、そこで一定程度定着の支援しているということもあって、あまりあえて給付のこの定着支援事業を使うということがそれほど伸びていないことの1つの要因かなというふうには思っています。

それから、成果目標④-3については、これは今申し上げた東京都の独自の就労支援センターを各市町村に置くという事業に基づいて、市町村の就労支援事業を通して一般就労をする方ということで、東京都が独自に定めている目標を市においても設定をしておりますということです。

次ですね。成果目標⑤、障害児支援の提供体制の整備ということで、こちらのほうは児童発達支援センターの整備ということが、障害児福祉計画については平成30年から始まりましたので、今回が第3期ということになります。第3期においても同様の目標を設定していくということと、先ほど申し上げたインクルージョンを推進する体制ということが新たに示されております。東大和市においては現状ゼロか所ですけども、こちらは令和6年度に整備の予定ということで、現行のやまとあけぼの学園を児童発達支援センターに移行させるということで計画がありますので、次期の計画の中では達成していけるのかなというところですよ。

それから、成果目標⑤-2、重症心身障害児の支援に関しては、重症心身障害児を支援する児童発達支援、それから放課後等デイサービスの事業所を1か所以上確保するという目標は第3期においても変わりません。東大和市においては、そこに下にあるように、児童発達支援については1か所、放課後等デイサービスについては3か所整備されておりますので、これ国レベル、全国レベルで見ると非常に整備率低いんですけども、重症心身

障害児の方という意味では、東京都においては非常に東京都に住んでいる人が多いんじゃないかなと。それだけやっぱりなかなか地方で暮らしたりするのは難しいような状況もあったりして、そういうこともあって必要に迫られて、東大和市でもこれくらいの事業所ができておるといふことでもあるのかなというふうに思います。

それから、次に成果目標⑤-3、医療的ケア児の支援については、令和8年度においては、第3期ですね。都道府県レベルで医療的ケア児支援センターを設置するというのを新たな目標として加えています。市町村はどうかというと、従前の関係機関の協議の場、それから医療的ケア児に関するコーディネーターの配置というところでもあります。東大和市においては、協議の場については未設置、コーディネーターについても未設置ですけれども、このコーディネーター養成研修というのがあります。それらを受講を推進するということでも取り組んでいるということで、医療的ケア児は医療的ケア児支援法というのが令和3年9月に施行されました。それで、その中で一番求められているのが学校教育とか未就学の保育園とかできちんと受け入れなさいよというようなことが言われておまして、それらも含めた課題として取り組んでいこうというようなことになるのかなと思います。市として現状ではあまりここの部分が進んでいないですけども、市内のアンケートですとか、多摩26市に設置状況のアンケート等を取って検討を進めているということです。

次に、成果目標⑥、相談支援体制の充実。こちらについては、相談支援事業所というところをご説明しなきゃいけないかなと思いますけれども、これは先ほど申し上げた障害者総合支援法に規定されたサービス、居宅介護だとか通所のサービス、そういうものを利用するときにサービス等利用計画というものを必ずつくらなきゃいけないというふうにされています。介護保険でいうところのケアプランみたいなものです。それを必ずつくらなきゃいけないというふうにされたのは平成24年からなんですね。それに伴って計画を作成する相談支援事業所というのを整備していく必要が迫られているということです。その東大和市という表のところでお示ししているところでは、障害福祉サービス等の利用が増えている割には、この相談支援事業所とか、それをつくる人、相談支援専門員がなかなか増えない。これは、相談支援事業所に対する報酬とか、そういう構造的な問題がありまして、なかなかこの相談支援だけではペイできないというようなこともあるので、相談支援だけでも、全員につくりなさいというような厳しい状況もあって、その中で東大和市としてはいろいろ新規に事業を始めたいというような相談があるたびに、じゃ相談支援事業もセットでやってくださいというようなことをしながら事業所を増やしているけれども、なかなかそれはまだ足りていないような状況があるということです。

次のページですね。これについて、第7期の目標は、基幹相談支援センターということがかなり重要視されているということです。この基幹相談支援センターというのは、その地域の今申し上げた相談支援体制を整備するということが1つ大きな目標になっておりますので、東大和市の場合には基幹相談支援センターというのを地域生活支援拠点の整備に

併せて先ほど申し上げた3か所を基幹相談支援センターにしています。なので、ここに書かれているような事業については拠点及び基幹相談支援センターでの取組ということで今後充実させていくことになろうかなということになります。

最後、成果目標⑦、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築。こちらも第6期に新規等の項目として設けられて、第7期では少し修正するような形で掲げられております。市においては、1番目の都道府県が実施する障害福祉等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加というところは20回という目標を定めていますけれども、24というような実績になっていると。

それから、2番目の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用して、事業所や関係自治体と共有する体制については、東大和市においては事業所からの報酬の請求に当たって、請求の審査を毎月行っております。その中で請求の適正化を図るといようなことで取り組んでおるといようなことです。

すいません。説明が長くなってしまいました。以上です。

○I部会長 ありがとうございました。

盛りだくさんのご説明でしたが、少し時間も押していますので、これはぜひ聞いておきたいとか、この意見は言っておきたいというご意見があったら頂戴したいと思います。

はい。

○N委員 Nです。

今お話しされた一番最後の相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しているということなんですが、それをちょっと頭に入れておいて、先ほど出されましたこの速報値の16ページの152、困ったり不安を感じたときに相談する人や場所というのがあるんですが、この相談支援事業所というのはあまりパーセンテージ高くないんですね。4.4、ここでいうと。だから、このあたりは相談支援事業所がまだ活躍できていないのかなというふうに思ったりするし、これはどういうふうに理解したらいいのか。増えたほうがいいに決まっていると思うんです。すぐ近くに事業所があります、そこに相談員さんがいますというのは、それはもうすばらしいことなんですが、じゃ実際このアンケートを見ると、変な言い方、ベスト5に入っていないですよ、相談先としては。だから、そのあたり何かちょっとこの利用者さん方の気持ちの程度がいかほどのものなのかなというふうにちょっとクエスチョンがついてしまうんです。

○事務局（小川障害福祉係主事） 事務局です。

その点については、先ほど申し上げたとおり、ここでいう相談支援事業所というのが、障害福祉サービス等の利用に際してサービス等利用計画をつくる役目ということですので、主にはそのサービス等利用計画作成に付随して相談を受けるということにある意味限定されるわけです。その障害福祉サービス等を利用されている方というのがどれくらいかという、このアンケートの集計の13ページで、一番下の「全体(サービスを利用している

人) 798」とあります。これ798は複数サービスを利用している人をそれぞれカウントしているんですか。

○ぎょうせい山崎研究員 Aさんが2個選んでいても……

○事務局(小川障害福祉係主事) 2になると。

○ぎょうせい山崎研究員 1です。

○事務局(小川障害福祉係主事) 1ですか。ということは、これ実数ということ。

○ぎょうせい山崎研究員 実数、実績。

○事務局(小川障害福祉係主事) 全体で回答がされてから4,500人余りの中で、この障害福祉サービスを利用されている方というのは798人に限定されると。そういう方たちに対してのサービス利用計画を作成するのが相談支援事業所なので、そういう意味で、もともと全体的な相談に全て答えるというような事業所ではないというような意味合いで、アンケートのほうでの割合というのは少なくなっているということはあるのかなというふうには思います。

○I部会長 よろしいですか。

○N委員 はい。

○I部会長 ほかに何かございますか。

次は、この網かけの部分に数字が入ったやつを検討する……。

○事務局(小川障害福祉係主事) ちょっと入れて出せるかな。この基本指針自体はまだ案ですので、恐らく4月か5月には案が取れたものを国が出すと。それに基づいて市の計画を策定するということになりますので、ちょっと今後の来年度の審議に係るふうなので、はっきりとは申し上げられません。後で予定をご案内しますが、7月頃にこの審議会開くと見込まれますので、そのときには何か薄っすらと数字が出せたらなというふうに思っています。

○I部会長 こんな計画らしいんですが、その頃には厚労省にも意見を言ってみようかなと……。

○事務局(小川障害福祉係主事) それでは……。

○I部会長 違うんですね。

○事務局(小川障害福祉係主事) もっと早く出さないと。

○I部会長 ここまではよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○I部会長 それでは、そのほかの議題について、事務局から何かございますか。

○事務局(幸村障害福祉係長) それでは、本日お配りしているチラシのほうちょっとご案内を差し上げたいと思います。

3種類あるんですけれども、3つとも市の主催のイベントになります。ひきこもりの講演会と、あとは障害者虐待防止の講演会と、あとは障害者の見守り支援のための警察の方

との懇談会ということで、日程が入ったものをお配りしておりますので、お時間よろしければ、どれも皆さん、一般市民の方も参加ができるというような事業になっておりますので、ご参加いただければと思います。ご案内になります。

それから、来年度のこちらの障害者部会の日程等についてご案内したいと思います。

来年度につきましては総合プラン策定年度に当たりますので、こちらの障害者部会のほうは年3回の実施を予定しております。1回目が7月、2回目が10月、3回目が1月頃というふうに事務局のほうで予定しております。また、パブリックコメントのほうは12月頃に実施をしたいというふうに考えております。その後、審議会全体会からの答申をいただきまして、令和6年3月末までに第3次東大和市障害者総合プランを策定する予定でございます。障害者部会の日程につきましては改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ I 部会長 それでは、本日予定されていた議題が全て終了いたしましたので、以上をもちまして障害者部会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。